平成２５年（フ）第１１８０号
横浜市泉区岡津町1500番地の２　ルネ戸塚弥生台529号
債務者　田中　成欣
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野呂　芳子
4　破産債権の届出期間　平成25年８月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年９月26日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２３０号
神奈川県綾瀬市寺尾南３丁目３番15号　緑ハイツ105
債務者　小口　一幸
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮田　隆男
4　破産債権の届出期間　平成25年８月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月１日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７２３８号
埼玉県所沢市北有楽町２―14―603　第２幸豊マンション
債務者　佐久間勝孝
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平出　まや
4　破産債権の届出期間　平成25年８月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月３日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２３９号
埼玉県所沢市北有楽町２―14―603　第２幸豊マンション
債務者　佐久間利佳
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平出　まや
4　破産債権の届出期間　平成25年８月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月３日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３５号
千葉県柏市若柴173番地８　柏の葉キャンパス151街区Ａ―3307
債務者　高橋　　洋
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　　崇人
4　破産債権の届出期間　平成25年８月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月７日午後１時20分
6　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第９５号
千葉県東金市家之子906番地
債務者　石井　　章
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　　功
4　破産債権の届出期間　平成25年８月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月７日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１２０５号
横浜市西区平沼１丁目７番18号　篠崎ビル202号
債務者　鶴田　康夫
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新関　拓也
4　破産債権の届出期間　平成25年８月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月７日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３３号
神奈川県座間市明王７番地の５　コーポ田中201号
債務者　藤井久美子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小池　　翼
4　破産債権の届出期間　平成25年８月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月10日午後４時
6　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第４９４号
広島市安佐北区白木町大字小越816番地１
債務者　熊野木工こと　熊野　正夫
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　浩嗣
4　破産債権の届出期間　平成25年８月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月21日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６号
宮城県登米市迫町北方字大沢57番地
債務者　鈴木　健一
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　及川　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月24日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２４年（フ）第１４０号
滋賀県東近江市長勝寺町203番地１、前住所滋賀県東近江市佐野町519番地６
債務者　岩佐左官工芸社こと　岩佐　利已
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川瀬　新也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１４１号
滋賀県東近江市長勝寺町203番地１、前住所滋賀県東近江市佐野町519番地６、住民票上の住所滋賀県東近江市佐野町571番地10
債務者　岩佐　清子
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川瀬　新也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第２０６号
和歌山県紀の川市貴志川町前田363番地７
債務者　浮野　順一
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾野　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３８号
兵庫県豊岡市日高町道場141番地
債務者　伊原工務店こと　伊原　喜治
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　貞夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月８日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第８１３号
埼玉県富士見市東みずほ台４丁目20番地27
債務者　猪股　康眞
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　圭一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月25日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部